

2019年（令和元年）10月より特定処遇改善加算Ⅰを算定しています。

ふれあい作業所では、特定処遇改善加算Ⅰを算定しています。

具体的な取り組み内容は次の通りです。

職場環境等要件について

①資質の向上

- ・働きながら、サービス管理責任者、相談支援専門員、ジョブコーチ等の受講支援

②労働環境・処遇の改善

- ・子育てとの両立を目指すものための育児休業制度の充実
- ・ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の気づきを踏まえた勤務環境や支援内容の改善
- ・事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成による責任の所在の明確化
- ・健康診断・こころの健康等の健康管理面の強化

③その他

- ・中途採用者に特化した人事制度の確立（勤務シフトの配慮）
- ・非正規職員から正規職員への転換
- ・地域の住民との交流による地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上